

第37回大空町農業委員会総会議事録

令和8年6月19日 第37回大空町農業委員会総会は、大空町役場3階1号会議室に招集された。

1. 委員の出欠状況

(1) 出席者

1番 斎藤 宏幸	2番 上田 英樹	3番 渡辺 誠
4番 古田 牧子	6番 渡邊 恵二	7番 小川 一浩
8番 福田 英信	11番 増子 昭雄	12番 真鍋 剛
13番 佐々木 経一	14番 森 英章	15番 仲西 政克
16番 高橋 敬義	17番 長尾 照幸	18番 追分 敏行
20番 遠藤 哲也	21番 佐野 一義	22番 先崎 教之
23番 丹羽 真治	24番 石田 正俊	

(2) 欠席者

5番 児山 高	9番 福田 重幸	10番 佐久間 仁
---------	----------	-----------

2. 職員等の出欠状況

事務局長 石川 大樹	主幹 渡邊 豪	主事 佐々木 佑弥
------------	---------	-----------

第37回大空町農業委員会総会議事録

午後2時00分

石川局長	ご案内の時間がまいりましたので、ただ今から第37回大空町農業委員会総会を開催いたします。 会議日程2、憲章朗読でございます。全員で前文から朗読いたしたいと存じます、よろしくお願い申し上げます。 (農業委員会憲章朗読)
石川局長	それでは、開会にあたりまして石田会長よりご挨拶を申し上げます。
石田会長	皆さんこんにちは。 本日は何かとお忙しい中、第37回農業委員会総会への出席、誠にありがとうございます。委員の皆様におかれましては、畑の管理作業等でお忙しくされていることと思います。 5月29日には雷雨に見舞われ、畑が流されたり水没したりと被害があったと聞いております。被害があった方には、この場をお借りしましてお見舞い申し上げます。 芋は花が咲き始め、ビートも順調に生育し、秋小麦も出穂し春小麦も穂が覗き始めています。今年は例年より更に麦の刈取りが早いのではないかと危惧しています。 6月24日～25日には、定例会において議会の承認を受けまして、次期農業委員さんが正式に決定する運びとなっております。まだ任期は1ヶ月あり、三町パークゴルフなど行事がありますので、最後までご協力お願いいたします。 最後になりましたが、委員の皆様には、健康にて事故などのないようご祈念申し上げ、簡単ではございますが開会の挨拶といたします。 この際、活動状況報告を行います。 事務局長。
石川局長	先月総会以降の活動状況報告について、お手元に配付の資料によりご説明いたします。 (活動状況報告朗読)
石田会長	ただ今より、第37回農業委員会総会を開催いたします。 (午後2時06分) ただちに本日の会議を開きます。

石川局長	諸般の報告をいたさせます。 事務局長。 ただいまの出席委員は、20名であります。 児山委員、福田重幸委員、佐久間委員から欠席の申し出がありましたので報告いたします。 「大空町農業委員会会議規則第7条」の規定による在任する委員の過半数が出席していますので総会は成立しております。 本総会に提出された案件につきましては、議案第1号から議案第4号まで10件、報告案件で1件であります。 以上でございます。
石田会長	議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員は「会議規則第14条第2項」の規定に基づき議長において、16番高橋委員、17番長尾委員を指名いたします。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。 所有権移転関係1番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
渡邊主幹	議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」次のとおり、農地法（昭和27年法律第229号）第3条の規定による許可申請があったので、その可否について委員会の意見を求める。令和8年6月19日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。 【議案第1号所有権移転関係1番朗読】 議案第1号に係る農地法第3条関連の案件につきましては、すべて農地法第3条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認しています。 この件につきましては、国有地の払い下げの案件です。図面については、1ページに掲載しておりますのでご確認ください。 以上でございます。
石田会長	この件について、第4地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 譲受人については、意欲的に営農しており、今までと作付け、利用形

	態が変わらないため、周辺農地への影響はないと思われます。 以上です。
石田会長	これより、所有権移転関係 1 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより、議案第 1 号所有権移転関係 1 番について採決します。 本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 ここで農業委員会等に関する法律第 3 1 条第 1 項の規定により、○ ○委員の退席を求めます。 暫時休憩とします。 (○○委員退席)
石田会長	休憩前に引き続き、会議を再開します。 次に、所有権移転関係 2 番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
渡邊主幹	【議案第 1 号所有権移転関係 2 番朗読】 この件につきましても、国有地の払い下げの案件です。図面については、2 ページに掲載しておりますので、ご確認ください。 以上でございます。
石田会長	この件について、第 4 地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 譲受人については、意欲的に営農しており、今までと作付け、利用形態が変わらないため、周辺農地への影響はないと思われます。 以上です。
石田会長	これより、所有権移転関係 2 番について質疑に入ります。

委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより、議案第 1 号所有権移転関係 2 番について採決します。 本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 暫時休憩とします。
	(〇〇委員着席)
石田会長	休憩前に引き続き、会議を再開します。 次に、所有権移転関係 3 番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
渡邊主幹	【議案第 1 号所有権移転関係 3 番朗読】 この案件につきましては、平成 2 4 年 7 月総会において、農地法第 3 条許可により売買を行った農地の隣接地を贈与するものです。 図面については、3 ページに掲載しておりますので、ご確認ください。 以上でございます。
石田会長	この件について、第 4 地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 譲受人については、意欲的に営農しており、今までと作付け、利用形態が変わらないため、周辺農地への影響はないと思われます。 以上です。
石田会長	これより、所有権移転関係 3 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより、議案第 1 号所有権移転関係 3 番について採決します。

	本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に議案第２号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画について」を議題とします。 利用権設定関係１番及び２番について、関連がありますので、一括して提案理由の説明を求めます。 事務局。
佐々木主事	議案第２号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画について」農地中間管理事業の推進に関する法律（平成２５年法律第１０１号）第１８条第１１項の規定により、下記のとおり農用地利用集積等促進計画を定めるよう農地中間管理機構に対し要請することについて審議を求める。令和８年６月１９日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。 【議案第２号利用権設定関係１番及び２番朗読】 この件については、２番借主の経営継承に関する案件です。同条件において契約期間の残期間を再度設定するものです。 農業公社が、１番貸主から借り受けた農地を２番の借主に貸し付けるものです。 以上でございます。
石田会長	これより利用権設定関係１番及び２番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第２号利用権設定関係１番及び２番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に議案第３号「農業経営基盤強化促進法第２２条の規定による買

渡邊主幹	入協議の要請について」を議題とします。 1 番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。 議案第 3 号「農業経営基盤強化促進法第 22 条の規定による買入協議の要請について」農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 22 条に基づく調整を行った結果、農地中間管理機構による買入れが必要であると認め、下記のとおり大空町長に対し買入協議の通知をするよう要請することについて審議を求める。令和 8 年 6 月 19 日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。 【議案第 3 号 1 番朗読】 今回の買入協議全件につきましては、賃借地の売買への移行の案件となっております。 あっせんの申出を受け、農業委員によりあっせん会を行いました。その結果全件とも、農業公社の農地売買支援事業を活用したいとの申し出があり、協議した結果、農業公社への買入協議要請が適当、となったところです。 なお、この件については、6 月 15 日に第 3 地区農業委員によりあっせん会が行われており、公社買入後の一時貸付予定者については、朝日地区の〇〇氏となっております。図面については、4 ページに掲載しておりますのでご参照ください。 以上でございます。
石田会長	この件について、第 3 地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	この案件につきまして、申出のあった農用地の利用調整を図りましたが、協議が整わず 5 年間、農地中間管理機構に保有していただき、その後買い入れすることが適当と判断しました。
	以上です。
石田会長	これより 1 番について質疑に入ります。
委員	（なしの声）
石田会長	これにて質疑を終了いたします。
	これより議案第 3 号 1 番について採決します。

	本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、2番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
渡邊主幹	【議案第3号2番朗読】 この件については、2月12日に第3地区農業委員によりあっせん会が行われており、公社買入後の一時貸付予定者については、大成地区の〇〇氏となっております。図面については、5ページに掲載しておりますのでご参照ください。 以上でございます。
石田会長	この件について、第3地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	この案件につきまして、申出のあった農用地の利用調整を図りましたが、協議が整わず5年間、農地中間管理機構に保有していただき、その後買い入れすることが適当と判断しました。 以上です。
石田会長	これより2番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第3号2番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、3番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
渡邊主幹	【議案第3号3番朗読】

	この件については、２月１２日に第３地区農業委員によりあっせん会が行われており、公社買入後の一時貸付予定者については、大成地区の〇〇氏となっております。図面については、６ページに掲載しておりますのでご参照ください。 以上でございます。
石田会長	この件について、第３地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	この案件につきまして、申出のあった農用地の利用調整を図りましたが、協議が整わず５年間、農地中間管理機構に保有していただき、その後買い入れることが適当と判断しました。 以上です。
石田会長	これより３番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第３号３番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、４番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
渡邊主幹	【議案第３号４番朗読】 この件については、令和７年１１月２０日に第５地区農業委員によりあっせん会が行われており、公社買入後の一時貸付予定者については、豊里地区の〇〇氏となっております。図面については、７ページに掲載しておりますのでご参照ください。 以上でございます。
石田会長	この件について、第５地区委員長より補足説明があればお願いします。

委員長	この案件につきまして、申出のあった農用地の利用調整を図りましたが、協議が整わず5年間、農地中間管理機構に保有していただき、その後買い入れすることが適当と判断しました。 以上です。
石田会長	これより4番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第3号4番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、議案第4号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の一部改正について」を議題とします。 提案理由の説明を求めます。 事務局。
渡邊主幹	議案第4号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の一部改正について」農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第7条第1項の規定に基づき「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の策定について、審議を求める。令和8年6月19日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。 先月の委員協議会におきまして概要等を説明させていただき、ご意見を頂いたところでございます。 頂いた意見も踏まえ、一部、委員協議会の際の内容と変えているところもありますので、そこも含めてご説明させていただきたいと思います。 7ページをご覧ください。 【議案第4号農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）説明】 前回の委員協議会の際と比べて変えているところと言うと、14ページの新旧対照表の新規参入促進の目標の数値の部分の内容だけを変えさせていただいており、あとはそのままの状況になっておりますの

	でよろしく願いいたします。 以上でございます。
石田会長	これより質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第４号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の一部改正について」を採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に報告第１号「専決事項の報告について」を議題とします。 事務局の説明を求めます。
渡邊主幹	報告第１号「専決事項の報告について」大空町農業委員会会議規則（平成２０年農業委員会規則第１号）第１８条の規定により、会長専決事項で処理した案件について次のとおり報告する。令和８年６月１９日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。 【報告第１号朗読】 以上でございます。
石田会長	この件について何かご意見ございませんか。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて報告第１号については終了いたします。 以上をもちまして、本日の総会に付議された議案はすべて終了いたしました。これで総会を閉じます。 ご苦労様でした。 (午後２時３２分終了)